

個人住民税の定額減税に関するご質問について掲載しております

※このページは随時更新します

●制度について

Q1. 令和6年3月に山梨市へ転入してきました。定額減税は受けられますか。

A1. 山梨市での定額減税はありません。令和6年1月1日に住所があった市区町村にて定額減税が行われます。

Q2. 令和6年4月に子どもが生まれましたが、定額減税の扶養親族加算対象になりますか。

A2. 令和6年4月に生まれた子どもは、令和6年度個人住民税の扶養親族とならないため扶養親族加算対象になりません。なお、扶養親族とは令和5年12月31日の現況で、納税者と生計を一にしており、年間の合計所得金額が48万円以下であるなどの要件が必要です。

Q3. 令和6年5月に母を扶養親族に追加しました。定額減税の扶養親族加算対象になりますか。

A3. 令和6年中の扶養親族の追加は、令和6年度の個人住民税に影響しないため扶養親族加算対象にはなりません。

Q4. 扶養している控除対象配偶者以外の同一生計配偶者(納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超えで、かつ、配偶者の合計所得が48万円以下の方)の定額減税はどのようになりますか。

A4. 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の定額減税は令和7年度の個人住民税で行われます。

Q5. 配偶者特別控除の対象となる配偶者の定額減税はどのようになりますか。

A5. 配偶者特別控除の対象となる納税義務者の配偶者は“控除対象配偶者”ではないため、納税義務者の配偶者としての定額減税の適用は受けられません。ただし、当該配偶者が所得割の納税義務者であれば定額減税を受けることができます。

Q6. “控除対象配偶者”および“扶養親族”とは何ですか。

A6. 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者(納税義務者本人と生計を一にする配偶者で前年の合計所得金額が48万円以下の方)のうち、納税義務者本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者を指します。また、扶養親族とは、納税義務者本人と生計を一にする親族で前年の合計所得金額が48万円以下の方を指します。

Q7. 休職等により令和5年中の収入が無く課税されない場合、定額減税はどうなりますか。

A7. 定額減税の適用はありません。ただし、他の納税義務者の扶養親族となっていて一定の要件を満たす場合は、他の納税義務者の扶養親族として定額減税の扶養親族加算対象者として算定されます。

Q8. 退職手当に対して課税される市民税・県民税は定額減税の対象となりますか。

A8. 退職手当は現年分離課税のため定額減税の対象にはなりません。

●実施方法について

Q9. 個人住民税の定額減税を受けるために必要な手続等ありますか。

A9. 必要ありません。確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等の山梨市が保有する税情報から個人住民税の定額減税分を算出します。

Q10. 定額減税額を確認する場合どのように確認できますか。

A10. 定額減税額は令和6年度市民税・県民税・森林環境税の決定通知書において確認することができます。

(1) 給与からの特別徴収の場合

“給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)”を令和6年5月に勤務先へ送付

(2) 普通徴収または公的年金からの特別徴収の場合

“市民税・県民税・森林環境税 決定通知書”を令和6年6月に個人宛てに送付

●その他

Q11. 所得税の定額減税について教えてください。

A11. 所得税については国税のため、制度の詳細は国税庁ホームページをご確認いただくか、山梨市在住の方を管轄する山梨税務署(電話 0553-22-1411)へお問い合わせください。

国税庁ホームページはこちら → [“定額減税特設サイト”](#)

Q12. 定額減税は、ふるさと納税の寄附上限額に影響しますか。

A12. 影響しません。ふるさと納税の寄附上限額は、定額減税“前”の所得割額の2割となります。

●定額減税調整給付金

Q13. 定額減税調整給付とはどのような制度ですか。

A13. 令和6年所得税、令和6年度個人住民税所得割から行われる定額減税で、十分に減税を受けられないと見込まれる方に、その差額を支給します。

Q14. 自分は調整給付の対象になりますか。

A14. 市から発送される市・県民税の決定通知書もしくは、納税通知書に、個人住民税についての定額減税額および定額減税残額の記載があります。減税残額が1円以上の場合、調整給付の対象となり、所得税における減税しきれないと見込まれる額と合わせて給付されます。(詳しくはQ16)

※通知に記載のある定額減税残額が0円の場合でも、所得税の定額減税において減税しきれない額があると見込まれる場合には、調整給付の対象となります。

Q15. 調整給付についての書類(確認書等)は、誰が、いつ、どこに、送付されますか。

A15. 令和6年度個人住民税を課税している市町村から対象者の住民票上の住所宛に送付されます。山梨市では、8月下旬に発送します。

Q16. 調整給付金はいくらですか。

A16. 次の(ア)と(イ)の合算額を1万円単位で切り上げた額です。

(ア) 所得税分定額減税可能額 - 令和6年分推計所得税額

(イ) 個人住民税所得割分減税可能額 - 令和6年度個人住民税所得割額

※調整給付金の支給対象の方には、8月下旬に山梨市から通知(「支給のお知らせ」または「支給確認書」)をお送りしますので、支給額については、そちらをご確認ください。

Q17. 調整給付金の算定につかう所得税額が推計なのはなぜですか。

A17. 国から示されている支給時期には、令和6年分の所得税の総額は確定していないため、令和6年度の個人住民税の課税に用いた情報を基に、国が用意した「調整給付のための算定ツール」を通して推計した数値を令和6年推計所得税額として調整給付金を算定しています。

なお、令和6年分の所得税の確定後、調整給付金の支給額に不足が生じる場合には、令和7年度に不足分を追加給付します。

Q18. 調整給付金を受け取るためには、どのような手続きが必要ですか。

A18. 対象の方には令和6年8月下旬に住民票上の住所へ通知をお送りいたします。

① 「支給のお知らせ」が届いた方

調整給付金の支給対象の方で、山梨市が公金受取口座の登録を確認できた方には、「支給のお知らせ」を送付します。

「支給のお知らせ」に記載の振込口座への振り込みに変更がなければ、手続きは必要ありません。通知に記載の振込予定日(令和6年9月13日)に給付金をお振込みいたします。

② 「支給確認書」が届いた方

調整給付金の支給対象の方で、山梨市が公金受取口座の登録を確認できなかった方には「支給確認書」を送付いたします。

「支給確認書」が届いた方は、以下のどちらかの方法で申請してください。

・オンライン申請

同封されている「本人確認書類等貼付用紙」に記載の二次元コードよりスマートフォン等で申請してください。

・紙による申請

「支給確認書」に必要事項をご記入いただき、提出書類を添付し返信してください。

※詳しくはお送りする通知をご確認ください。

Q19. 調整給付金は、いつ頃支給されますか。

A19. 支給のお知らせが届いた方は、通知に記載の振込予定日(令和6年9月13日)に給付金をお振込みいたします

支給確認書が届いた方は、市が支給確認書等を受理した日(不備のないもの)から3~4週間程度でのお振込みとなります。

Q20. 山梨市から他の自治体へ引っ越しをしました。/他の自治体から山梨市へ引っ越しをしました。調整給付金はどこから支給されますか。

A20. 調整給付金は、令和6年度の個人住民税が課税されている自治体から支給されます。山梨市から課税されている方は、他自治体に転出されていても山梨市から支給されます。一方、他自治体から課税されている方は、山梨市に転入されていても課税されているもとの自治体から支給されます。

Q21. 令和6年中に生まれた子どもは給付金を算定する上での扶養親族の対象となりますか。

A21. 定額減税および調整給付の取扱いは所得税と個人住民税で以下のように異なります。

・所得税について

年末調整または確定申告書により、生まれた子の分の定額減税を受けることができます。これにより所得税から引ききれない金額がでた際には、令和7

年度に追加給付されます。

・個人住民税について

定額減税および調整給付金は、令和6年1月1日以降に生まれた子は対象となりません。

Q22. 支給対象者が亡くなった場合、調整給付金は支給されますか。

A22. 申請前に亡くなられた場合は、支給されません。申請後に亡くなられた場合は、対象者に対して給付され、ほかの相続財産とともに相続の対象となります。ただし、確認書に記載された振込口座が凍結されるなど振り込みができない状態となった場合は、調整給付金窓口(0553-34-8015)にご連絡ください。
※確認書等の印刷時期の関係で通知が届くことがあります。申し訳ありませんが、ご了承ください。

Q23. 令和6年3月まで無収入で、同年4月から働き始めた場合、調整給付の対象となりますか。

A23. 令和6年度個人住民税は令和5年分の収入に対して課税される税金のため、令和5年が無収入だった場合は、令和6年度個人住民税の対象外(課税されないこと)となり、調整給付も対象となりません。ただし、4月から収入が発生し、令和6年分所得税が課税される場合は、定額減税の対象となり、減税しきれなかった場合は、令和7年度での給付を予定しています。

Q24. 令和6年7月以降に、令和5年中の収入について修正申告を行いました。調整給付金額の算定に反映されますか。

A24. 調整給付金は、令和6年6月28日までに山梨市の税務システムに入力された情報を基に算定しております。そのため、それ以降の申告(税額や扶養人数の変更等)は反映されておられません。
なお、令和6年分の所得税と定額減税の金額が確定した後、調整給付金の支給額に不足が生じる場合には、令和7年度に追加給付します。

Q25. 既に他の給付金(令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点給付金(7万円)など)をもらっています。個人住民税と所得税の調整給付は受けられますか。

A25. 定額減税・調整給付の対象の判断は、令和6年度分の個人住民税所得割分と令和6年分所得税で行います。令和5年度分の個人住民税に基づき実施された非課税者や均等割のみ課税者への給付金受給の有無による影響はありません。

Q26. 令和6年度特定世帯等重点支援給付金を受給した後、税額更正により調整給付の対象となった場合はどうなりますか。

A26. ご本人様からの申請によって調整給付を受給することができます。ただし、令和6年度特定世帯等重点支援給付金で受給した10万円を返還していただく必要があります。